

令和7年度 国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度 国立研究開発法人国立成育医療研究センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 国立成育医療研究センターにおける令和6年度の契約状況は、表1のようになり、契約件数は903件、契約金額は214.1億円である。

そのうち、競争性のある契約は574件（63.6%）、146.7億円（87.4%）、競争性のない契約は329件（36.4%）、67.4億円（12.6%）となっている。

令和5年度と比較して、競争性のある契約件数が増えている（+119件）のは、令和6年度全体の調達件数が増えているためである。また、金額が大幅に増加しているのは（99.9億）令和5年度には実施のなかった検体検査委託、給食業務委託、清掃業務委託など複数年にまたがる大型の契約の更新や女性の健康総合センターの開設準備に関する調達が集中したためである。

競争性のない随意契約の件数は90件増加しており、金額は32.0億円減少している。

表1 令和6年度の国立成育医療研究センターの調達全体像 (単位：件、億円)

	令和5年度		令和6年度		比較増・減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争 入札等	(65.6%) 455	(32.0%) 46.8	(62.3%) 567	(84.4%) 142.9	112	96.1
企画競争 ・公募	(0%) 0	(0%) 0	(1.3%) 7	(3.0%) 3.8	7	3.8
競争性のある 契約 (小計)	(65.6%) 455	(32.0%) 46.8	(63.6%) 574	(87.4%) 146.7	119	99.9
競争性のない 随意契約	(34.4%) 239	(68.0%) 99.4	(36.4%) 329	(12.6%) 67.4	90	▲32.0
合計	(100%) 694	(100%) 146.1	(100%) 903	(100%) 214.1	209	68

注) 計数は、国立成育医療研究センターの契約事務取扱細則第43条による情報公開対象となるもの。それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

不落随契には、競争性のある契約に含めている。

(2) 国立成育医療研究センターにおける令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになり、一者応札・応募の契約件数は、185件（32.2%）、契約金額は、77.2億円（52.6%）である。前年度と比較して、一者応札・応募による契約の件数は増加しているが、令和6年度全体の調達件数のうち一般競争入札が増加していること

から2者以上の応札も相対的に増（77件）となっている。一者応札の理由としては、システム保守等の特殊性・要求の高い契約や、研究開発分野の契約については特にそれぞれ固有の特性を有し、一定以上の精度や秘匿性を求められることから対応できる業者が少なく、一者応札・応募になる傾向がある。引き続き入札に参加しやすい環境の整備（仕様についての拡大・緩和や工夫など）に取り組んでいく。

表2 令和6年度の国立成育医療研究センターの一者応札・応募状況

（単位：件、億円）

		平成5年度	令和6年度	比較
2者以上	件数	312 (68.6%)	389 (67.8%)	77
	金額	25.6 (54.7%)	69.5 (47.4%)	43.9
1者以下	件数	143 (31.4%)	185 (32.2%)	42
	金額	21.2 (45.3%)	77.2 (52.6%)	56.0
合計	件数	455 (100%)	574 (100%)	119
	金額	46.8 (100%)	146.7 (100%)	99.9

注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

## 2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析を鑑み総合的な検討を行った結果、医療機器、研究機器、業務委託、公募型企画競争の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

### (1) 医療機器、研究機器に関する調達

医療機器、研究機器に関する調達について、一括して入札できるものについてまとめて調達を行うことで、公告期間等に余裕をもたせ、適正な調達を行う。

### (2) 業務委託、公募型企画競争に関する調達

業務委託、公募型企画競争に関する調達について、①～④の取組を実施し複数応札の増加を目指す。

- ① 新規取引相談窓口を設け業者からの情報収集に努める。
- ② 原則、入札公告期間を20営業日とする。
- ③ 調達に支障のない範囲で応札条件及び仕様の見直しを図る。
- ④ 調達準備を早期に着手し、契約から履行までの期間を十分確保する。

## 3. 調達に関するガバナンスの徹底

### (1) 随意契約に関する内部統制の確立

一定額以上の随意契約を締結することとなる案件については、法人内に設置された外部有識者を含む契約審査委員会で審議し、法人内の定めにおける「随意契約によることのできる事由」との整合性や、調達手続方針に関する適正性等の観点について点

検を受けたうえで調達手続きを実施することとする。

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置し、当計画の策定及び12月、3月、6月に自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（一定金額以上の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 研究費等に関して不正使用防止及び適正な執行を行うため、不正防止計画等の諸規程に基づいた研修を毎年実施しており、令和7年度においても引き続き行う。
- ② 契約事務担当者及び契約事務担当者以外の職員に対し、取引業者との接し方に関する基本ルールの徹底を図り不正防止に努める。
- ③ 研究費適正実施調査室による研究費の適正使用に関するチェックにより不正防止に努める。

4. 自己評価の実施

各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、調達等合理化計画の見直し等を行うものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、財務経理部長を責任者とし、下記のメンバーにおいて調達等の合理化に取り組むものとする。

総括責任者	財務経理部長
副総括責任者	財務経理課長
メンバー	総務課長、企画経営課長、研究医療課長
事務局	調達企画専門職

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会を設置する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立研究開発法人国立成育医療研究センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。